

熊本県の都市公園における指定管理者制度の現状と課題

熊本大学工学部 学生会員 ○中竹 はるか

熊本大学 正会員 星野 裕司

熊本大学 正会員 増山 晃太

1. はじめに

1-1. 背景と目的

全国の都市公園整備費用は 1995 年をピークに減少傾向にある。さらに人口減少により、一人当たりの公園面積は増加傾向にある。それにより公園行政は、建設量を求められる時代を終え、サービスの質を求められる時代を迎えている¹⁾。

一方で、平成 15 年に地方自治法が一部改正され、公の施設において指定管理者制度が導入された。都市公園においても平成 16 年に指定管理者制度が導入され、現在制度導入から 14 年目を迎えている。

指定管理者制度が創設されて 10 年以上が経過し、制度導入施設が増加する一方、長期化に伴う特有の課題の発生が考えられる²⁾。しかし、制度導入及び運用についての課題を指摘した論文はあるものの、制度の長期化に着目した論文は見当たらない。

そこで本研究は、都市公園における指定管理者制度の長期運用における現状と課題を明らかにすることを目的とする。

1-2. 研究の方法

熊本県営の都市公園である水俣広域公園を対象とし、県が公表している管理運営評価表をもとに管理状況をまとめる。また、所管課である熊本県土木部道路都市局都市計画課(以下、都市計画課)の担当者と、指定管理者であるハートリンク水俣の代表者にヒアリングを行い、双方の立場からの現状と課題も踏まえて考察する。

2. 指定管理者制度について

都市公園における民間事業者による管理については、指定管理者制度と設置管理許可制度の 2 つの手法がある。2 つの手法を組み合わせることで、より多様で自由度の高い運営が出来る³⁾。PFI 法に関しては、都市公園法の中で、指定管理者制度か設置管理許可制度を併用しなければならないとされている。(表 1, 図 1)

都市公園法運用指針(第 3 版)の中では、指定管理者制度と設置管理許可制度についての比較がされ、以下のような違いがあると整理されている⁴⁾。

- ・ 指定管理者制度は、都市公園全体の包括的な管理を委ねることを原則とする制度であるのに対し、設置管理許可制度は、都市公園を構成する公園施設について許可を与える制度であること
- ・ 指定管理者制度は、管理のみを対象とした制度であるが、設置管理許可制度は管理のみでなく、設置についても許可を与えることができること
- ・ 指定管理者制度に基づく管理者の指定にあたっては、地方公共団体の議会の議決を必要とするが、設置管理許可を与える場合には議決を必要としないこと

このため一般的には、都市公園全体の管理を民間等に利用料金の収受も含めて包括的に委任しようとするような場合は、指定管理者制度を適用することとなり、一方で、飲食店等の公園施設の設置又は管理を民間に委ねる場合や遊具、花壇等の公園施設の設置管理を NPO 等に委ねる場合には、設置管理許可制度を適用するもの考えられる。

表 1 都市公園の管理手法

制度	根拠法	内容
指定管理者制度	地方自治法	公園全体の包括的な管理
設置管理許可制度	都市公園法	公園施設の設置、管理運営
PFI 法	PFI 法	民間資金等活用事業

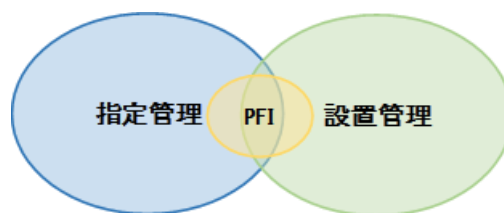


図 1 都市公園における民間管理手法

3. 熊本県の現状

3-1. 熊本県における指定管理者制度

熊本県では、平成 18 年度から指定管理者制度が導入されており、今年度で 12 年目を迎えている。平成 29 年 4 月現在で、熊本県が管理する施設のうち指定管理者制度が導入されている施設は 78 施設ある。

また、熊本県営の都市公園全 6 公園のうち、運動公園を除くと 3 公園で指定管理者制度が導入されている。その中で、最も管理期間が長い指定管理者であるハー

トリンク水俣が管理していることに加え(表 3), 指定管理者制度と設置管理許可制度を併用していることを理由とし, 水俣広域公園を調査の対象とした.

表 2 指定管理者制度導入公園

公園名	指定管理者	管理期間
水俣広域公園	ハートリンク水俣	平成 18 年 4 月 1 日～
熊本県テクノ 中央緑地	熊本県造園建設業 協会	平成 18 年 4 月 1 日～ 平成 24 年 3 月 31 日
	SFT 共同企業体	平成 24 年 4 月 1 日～
本妙寺山緑地	SFT 共同企業体	平成 24 年 4 月 1 日～

3-2. 所管課へのヒアリング

平成 29 年 12 月 1 日 14 時～15 時に、都市計画課の西本直次郎氏へのヒアリングを行った。

指定管理者制度のメリットとして、民間ノウハウの活用によるサービス向上、コスト削減、経営母体の安定化、管理の効率化、管理の高水準化、設備投資が出来るようになったこと、人材育成が出来るようになったことがあげられた。デメリットとしては、1 つ目にコスト削減を重視しすぎるとサービス低下につながりうること、2 つ目に利益率が低いことがあげられた。

デメリットの1つ目に関しては、モニタリング制度によって抑制できているとのことだが、2つ目に関しては、モニタリング制度による評価を維持するためには管理の質を高める必要があるため、管理への設備投資や自主事業のコストがかさむことが原因だという。

4. 水俣広域公園の現状

4-1. 水俣広域公園の概要

水俣広域公園は、水俣湾の海底に沈殿した水銀汚泥を封じ込めるために埋め立て・造成された土地に、地球環境問題の提唱の地として、環境と健康をテーマに誰もが集い憩える公園として整備された⁵⁾。

熊本県水俣市に位置し、総面積 41.8 ヘクタールの敷地内に、野球場、サッカー場、陸上競技場、テニスコ



写真1 水俣広域公園⁶⁾

ート、グラウンドゴルフ場などのスポーツ施設をはじめ、竹林園、バラ園、大型遊具、プールなど様々な施設を有している。

4-2. 管理者へのヒアリング

平成 29 年 12 月 19 日 12 時～15 時に、ハートリンク水俣の代表、前田宜重氏へのヒアリングを行った。長期運用に伴うメリットとして、管理の効率化、従業員の育成、水俣市や市民との連携が出来たことがあげられた。一方で課題として、これ以上の効率化が難しいこと、利用者評価の伸び代がなくなること、自主事業によって利益率が低いことがあげられた。

5. まとめ

熊本県では 10 年以上指定管理者制度が運用されているにもかかわらず、運用方針やモニタリング制度に大きな変化はなく、長期化に伴う課題に対する解決意識も薄い。

また、長い期間行政が直接的に公園管理をしていないことで、指定管理者が比較的自由に管理できるというメリットがある一方、行政が公園の実態把握と管理に対する評価を十分にできていないという課題がある。

6. 今後の課題

西本氏と前田氏へのヒアリングを再度行い、現状と課題をまとめる。また、指定管理者制度の長期運用に伴う課題の解決策としてモニタリング制度のあり方に着目し、他県の事例調査を行う。

【参考文献】

- 1)国土交通省：「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について(新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会最終とりまとめ)」平成 28 年 5 月
- 2)総務省：「公の施設の指定管理者制度導入状況等に関する調査結果」平成 28 年 3 月
- 3)一般財団法人地域総合整備財団ふるさと財団：「平成 25 年度公民連携実務研究会報告書 施設整備等を伴う公民連携事業と指定管理者制度」平成 26 年 3 月
- 4)国土交通省都市局：都市公園法運用指針第 3 版，平成 29 年 6 月
- 5)熊本県土木部道路都市局都市計画課：熊本県の公園・緑地－県営都市公園－，平成 26 年 3 月
- 6)エコパーク水俣 HP：<http://minamata-kouen.com/>，(2017.12.26 閲覧)